

柏市情報公開・個人情報保護審議会運営要領（案）新旧対照表

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この要領は、柏市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則（平成16年柏市規則第53号。以下「規則」という。）第10条の規定により、柏市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (委員の回避等) 第2条 委員は、特定の事件につき特別の利害関係を有するとき又は議決の公正を妨げる事情があると思料するときは、審議会の議決を得て、当該事件に係る調査審議又は建議を回避することができる。 2 規則第2条の規定による除斥又は前項の規定による回避に係る委員は、当該除斥又は回避に係る審議会の議決に参加することができない。ただし、当該委員は、当該審議会の議決に出席して意見を述べることができる。 (諮問の取下げ) 第4条 審議会は、諮問庁からの書面による諮問の取下げがあった場合は、諮問庁が柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号）第19条又は柏市個人情報保護条例（平成16年柏市条例第11号）第47条の規定による通知を行う前であることを除き、当該取下げがあった旨を条例第8条第4項に規定する不服申立人等（以下「不服申立人等」という。）に書面により通知するものとする。 (部会) 第3条 柏市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成16年柏市条例第12号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により部会を置くこ	(趣旨) 第1条 この要領は、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則（平成16年柏市規則第53号。以下「規則」という。）第10条の規定により、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (諮問の取下げ) 第2条 審議会は、<u>柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例（平成16年柏市条例第12号。以下「条例」という。）第2条第1号の規定による諮問について審査庁から書面による諮問の取下げがあった場合は、審査庁が柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号）第19条第3項又は柏市個人情報保護条例（平成16年柏市条例第11号）第47条第3項の規定による通知を行う前であることを除き、当該取下げがあった旨を条例第8条第4項に規定する審査関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人）に書面により通知するものとする。</u> 2 前項の規定は、<u>条例第2条第6号の規定による諮問について準用する。</u>この場合において、「柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号）第19条第3項又は柏市個人情報保護条例（平成16年柏市条例第11号）第47条第3項の規定による通知」とあるのは「行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第43条第3項の規定による通知」と、「<u>条例第8条第4項に規定する審査関係人</u>」とあるのは「<u>行審法第74条に規定する審査関係人</u>」と読み替えるものとする。 (部会) 第3条 条例第6条第1項の規定により部会を置くことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、審議会が必要と認めるとき

改正前	改正後
とができる場合は、<u>審議会が調査審議又は建議を公正かつ迅速に行うために必要があると認める場合のうち、次の各号のいずれか該当するときとする。</u> (1) 調査審議又は建議に係る事件が相当数あり、すべての事件の調査審議を終了するまでに相当の期間を要するとき。 (2) 調査審議又は建議に係る事件につき、特定の事項を個別かつ具体的に検討する必要があるとき。 (3) その他部会に調査審議させることが適当と認められるとき。 2 部会長は、部会における調査審議の経過及び結果を会長に報告するものとする。 <u>(理由説明書)</u> 第5条 審議会(条例第6条第1項の規定により部会に調査審議させる場合にあつては、部会。以下この条から第9条まで及び第11条から第13条(第1号及び第8号を除く。)において同じ。)は、条例第8条第1項に規定する諮問庁に対し、相当の期間を定めて、同項に規定する情報開示決定等又は個人情報開示等決定等の理由を説明する書面(以下「理由説明書」という。)の提出を求めるものとする。この場合において、審議会は、次項の規定による送付を当該提出の条件として定めるものとする。 2 審議会は、理由説明書が提出されたときは、不服申立人及び参加人にその写しを送付するものとする。	とする。 (1) 調査審議又は建議に係る事件が相当数あり、すべての事件の調査審議を終了するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合 (2) 調査審議又は建議に係る事件につき、特定の事項を個別かつ具体的に検討する必要がある場合 (3) その他部会に調査審議をさせることが適当と認められる場合 2 略 <u>(合議体)</u> 第4条 条例第6条の2第1項の規定により合議体を置くことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、審議会が必要と認めるときとする。 (1) 公正かつ迅速に調査審議を行うため、合議体に調査審議をさせることが適当と認められる場合 (2) その他合議体に調査審議をさせることが適当と認められる場合 2 審査長は、合議体における調査審議の経過及び結果を会長に報告するものとする。 <u>(諮問の要否)</u> 第5条 行審法第81条第1項の規定により審議会の権限に属させられた行審法第43条第1項第5号に規定する諮問を要しないものと認める場合については、答申の集積を通して定型化、類型化できると認められる都度会長が審議会に諮って定めるものとする。

改正前	改正後
(意見書) 第6条 審議会は、不服申立人及び参加人に対し、<u>相当の期間を定めて、理由説明書に対する意見を記した書面（以下「意見書」という。）の提出を求めるものとする。この場合において、審議会は、次項の規定による送付を当該提出の条件として定めるものとする。</u> 2 審議会は、意見書が提出されたときは、<u>その写しを諮問庁に送付するものとする。</u>	(反論書等) 第6条 審議会（<u>条例第6条第1項の規定により部会に調査審議させる場合にあつては、部会。以下この条、第7条第1項、第10条、第11条第2項及び第12条から第14条までにおいて同じ。）は、審査請求人から弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）の提出があつたときは、参加人及び処分庁等にその副本を送付するものとする。</u>
(調査等) 第7条 前2条に定めるもののほか、<u>条例第8条第3項の規定により公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、若しくは整理した資料の提出を求めること又は同条第4項の規定により不服申立人等に意見書若しくは資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査を行う方法等は、その都度会長（条例第6条第1項の規定により部会に調査審議させる場合にあつては、部会長。第13条（第1号及び第8号を除く。）において同じ。）が審議会に諮って定めるものとする。</u>	2 審議会は、参加人から審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（以下「意見記載書面」という。）の提出があつたときは、<u>審査請求人及び処分庁等にその副本を送付するものとする。</u> (調査等) 第7条 条例第8条第3項の規定により処分庁等に公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、若しくは整理した資料を作成し、及び提出するよう求めること又は同条第4項の規定により審査関係人に意見書若しくは資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることについては、<u>第13条第6号に掲げる事項を除き、その都度会長（条例第6条第1項の規定により部会に調査審議させる場合にあつては、部会長。第10条、第11条第2項、第13条（第1号、第3号及び第14号を除く。）並びに第14条において同じ。）が審議会に諮って定めるものとする。</u>
	2 行審法第81条第3項において準用する行審法第74条の規定により審査請求人、参加人又は行審法第43条第1項の規定により審議会に諮問をした審査庁に主張書面若しくは資料の提供を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述若しくは鑑定を求めることその他必要な調査をすること又は行審法第77条の規定による委員の指名については、<u>その都度会長（条例第6条の2第1項の規定により合議体に調査審議させる場合にあつては、審査長。次条、第11条第2項、第13条（第2号、第3号及び第15号を除く。）並びに第14条において同じ。）が審議会（条例第6条の2第1項の規定により合議体に調査審議させる場合にあつては、合議体。次条、第11条第2項及び第12条から第14条までにおいて同じ。）に諮って定めるものとする。</u>

改正前	改正後
<u>(提出資料等の閲覧又は複写)</u> 第8条 審議会は、<u>条例第11条第1項の規定による提出資料等の閲覧又は複写の求めがあったときは、当該提出資料等を提出した不服申立人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> 2 <u>閲覧又は複写に応じる場合における提出資料の閲覧又は複写は、柏市行政資料室要領（平成12年9月29日制定）第1条第1項の規定により設置された柏市行政資料室（以下「資料室」という。）において行うものとする。</u> <u>(補佐人の承認の通知)</u> 第9条 審議会は、<u>条例第9条第2項の規定による承認（規則第6条後段の規定による変更の承認を含む。）をしたときは、その旨を書面により不服申立人又は参加人に通知するものとする。ただし、審議会が必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> <u>(答申内容の公表)</u> 第10条 <u>条例第12条の規定による不服申立てに係る事件についての答申の内容の公表は、当該答申書の写しを資料室に備え付け、一般の閲覧に供することにより行うものとする。</u> <u>(会議の公開)</u> 第11条 <u>条例第14条の規定による会議の公開は、柏市附属機関等会議公開等要領（平成12年9月29日制定。以下「会議公開要領」という。）に基づき行うものとする。</u>	<u>(手数料の減免)</u> 第8条 <u>行審法第81条第3項において読み替えて準用する行審法第78条第5項の規定により手数料を減額し、又は免除することについては、その都度会長が審議会に諮って決定するものとする。</u> <u>(答申内容の公表)</u> 第9条 <u>条例第12条及び行審法第81条第3項において準用する行審法第79条の規定による答申の内容の公表は、当該答申書の内容を記したものを柏市行政資料室要領（平成12年9月29日制定）第1条第1項の規定により設置された柏市行政資料室に備え付けるとともに、ホームページに掲載し、一般の閲覧に供することにより行うものとする。</u> <u>(意見の聴取等)</u> 第10条 <u>条例第13条の規定により専門的事項に関し、学識経験者その他適当と認める者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことについては、その都度会長が審議会に諮って定めるものとする。</u> <u>(会議の公開)</u> 第11条 <u>条例第14条の規定による会議の公開は、柏市附属機関等会議公開等要領（平成12年9月29日制定。以下「会議公開要領」という。）に基づき行うものとする。</u> 2 <u>前項の場合において、会議公開要領の規定を適用するときは、会議公開要領中「附属機関等の長」</u>

改正前	改正後
(会議録の作成等) 第12条 審議会は、会議公開要領に基づき、会議録を作成し、公表するものとする。 (会長の専決事項) 第13条 会長は、次に掲げる事項を専決（条例、規則及びこの要領に定める範囲内で、常時審議会に代わって決裁することをいう。）により処理することができる。 (1) 規則第3条第1項の規定による事件の併合又は分離及び同条第2項の規定による通知 (3) 第5条第1項の規定による理由説明書の提出の求め及び同条第2項の規定による理由説明書の写しの送付 (4) 第6条第1項の規定による意見書の提出の求め及び同条第2項の規定による意見書の写しの送付 (2) 条例第8条第1項の規定による公文書又は保有個人情報の提示の求め (5) 条例第9条第1項の規定による意見陳述の機会の付与及び同条第2項の規定による補佐人の付添いの承認 (6) 条例第10条の規定による意見書又は資料の提出期間の指定 (7) 条例第11条第1項の規定による提出資料の閲覧若しくは複写の求めに対する可否の決定又は同条第2項の規定による閲覧若しくは複写の日時及び場所の指定	とあるのは「会長」と、「附属機関等」とあるのは「審議会」と読み替えるものとする。 (会議録の作成等) 第12条 審議会は、会議公開要領に基づき、会議録を作成し、公表するものとする。 (会長の専決事項) 第13条 会長は、次に掲げる事項を専決（条例、規則及びこの要領に定める範囲内で、常時審議会に代わって決裁することをいう。）により処理することができる。 (1) 第2条第1項の規定による諮問の取下げの通知 (2) 第2条第2項において準用する同条第1項の規定による諮問の取下げの通知 (3) 規則第3条第1項の規定による事件の併合又は分離及び同条第2項の規定による通知 (4) 第6条第1項の規定による反論書の副本の送付及び同条第2項の規定による意見記載書面の副本の送付 (5) 条例第8条第1項の規定による公文書又は保有個人情報の提示の求め (6) 条例第8条第4項の規定による処分庁等への意見聴取 (7) 条例第9条第1項の規定による意見陳述の機会の付与、同条第2項前段の規定による意見陳述の日時及び場所の指定、同条同項後段の規定による質問の承認、同条第3項の規定による補佐人帯同の承認及び同条第4項の規定による陳述の制限 (8) 行審法第81条第3項において準用する行審法第75条第1項の規定による意見陳述の機会の付与、同条第2項の規定による補佐人帯同の許可 (9) 規則第8条の規定による退場を命じる等適当な措置を執ること (10) 条例第10条の規定による意見書又は資料の提出期間の指定 (11) 行審法第81条第3項において準用する行審法第76条の規定による主張書面又は資料の提出期間の指定 (12) 条例第11条第1項の規定による提出書類等の閲覧若しくは交付の求めに対する可否の決定、同条第2項の規定による提出書類等の提出人への意見聴取の要否の決定又は同条第

改正前	改正後
(8) 条例第12条の規定による不服申立てに係る事件についての答申書の写しの送付及び答申の内容の公表 (9) 第12条の規定による会議録の作成及び公表	3項の規定による閲覧の日時及び場所の指定並びに同項後段の規定による写しでの閲覧の決定 (13) 行審法第81条第3項において準用する行審法第78条第1項の規定による主張書面若しくは資料の閲覧若しくは交付の求めに対する可否の決定, 同条第2項の規定による主張書面若しくは資料の提出人への意見聴取の要否の決定又は同条第3項の規定による閲覧の日時及び場所の指定 (14) 条例第12条の規定による答申書の写しの送付及び答申の内容の公表 (15) 行審法第81条第3項において準用する行審法第79条の規定による答申書の写しの送付及び答申の内容の公表 (16) 第12条の規定による会議録の作成及び公表 (補則) 第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。